

「交通安全ランドセルカバー」等官民協働啓発事業者公募要領

1 趣旨

この要領は、広島市が新入学児童に配布する「交通安全ランドセルカバー」（以下「ランドセルカバー」という。）に広告を活用し、交通安全の啓発の取組に対して新たな財源の確保を図るとともに、広島市と民間事業者等（以下「事業者という。」）が協働で交通安全の啓発の取組を行うに当たり、事業者を広く募集し、選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業名

「交通安全ランドセルカバー」等官民協働啓発事業

3 事業概要

(1) ランドセルカバー製作

ア 製作期間等

- ① 製作期間 協定締結の日から令和5年2月17日まで
- ② 配布 令和5年3月
- ③ 利用期間 令和5年度

イ 製作予定枚数

12,500枚以上

(内訳)

製作予定枚数の内訳は、別紙1「令和3年度配布枚数」を参考のこと

※ 提案により、製作予定枚数以上の製作を行い配布することも可とする場合がある。

※ ランドセルカバーは、令和5年3月に市（道路管理課）から市内各小学校に配布する。その後、各小学校にて個分けし、新入学児童へ配布される見込みである。なお、ランドセルの使用取り止めなど、小学校所々の諸事情により見込みどおり配布されないことがあることに留意すること（市が当該見込みどおり小学校で配布されることを保障するものではない。）。

ウ ランドセルカバーデザインの構成

ランドセルカバーデザインの基本構成は下表のとおりとし、内容は事業者が提案すること。なお、提案に当たっては、新入学児童が常時使用するものであることや新入学児童を対象とした交通安全教室で活用していることに留意するとともに、広島市広告掲載要綱及び広島市広告掲載基準を遵守するものでなければならない。

区 分	内 容	配置基準
コメント 【A部分】	事業者提案とする。 なお、交通安全を呼びかける内容とすること。	横幅 15cm×縦幅 4.5cm、図柄【B部分】上部への配置する。
図柄 【B部分】	事業者提案とする。 なお、交通安全の啓発に資するデザインとし、キャラクターを使用するなど全世代に親しまれるデザインとすること。	横幅 15cm×縦幅 15cm、塗色面積 50%以下（※B部分全体に対する割合）、ランドセルカバーの中央部への配置を基本とする。
名称 【C部分】	広島市及び事業者の名称（略称可）やロゴを掲載する。	横幅 15cm×縦幅 3.5cm を基本とし、全体のデザインとのバランスを考慮し、図柄【B部分】下部へ配置する。

エ 作業分担

① 広島市

- ・ランドセルカバー製作の費用負担（110万円（税込み）を限度とし、超える額は事業者が負担する。）
- ・市内各小学校への配布

② 事業者

- ・ランドセルカバーの企画（掲載内容等の立案）、編集（レイアウト、デザイン等）等、ランドセルカバー製作に係る一切の業務
- ・市民等からの問い合わせ・苦情への対応（※デザイン意図や交通安全の啓発の取組などを丁寧に伝え、理解を得られるよう対応すること）

オ ランドセルカバーの製作に関する仕様

別紙2「仕様書」のとおり

(2) 交通安全の啓発の取組

事業者は、令和5年度に広島市と事業者が協働して行う交通安全の啓発の取組を下記のとおり提案すること。なお、取組は、広島市及び事業者双方の業務に支障のない範囲で取り組むものとし、提案に当たっては、双方の役割分担を出来るだけ詳細に明示すること。

- ① ランドセルカバーの共同製作を生かした交通事故防止の啓発の取組
- ② その他の交通事故防止の啓発の取組

4 費用負担

- (1) 事業者は、広島市に納付金を支払うものとし、金額は事業者が提案した額とする。なお、納付金の提案金額は、50万円以上とする。
- (2) 事業者は、ランドセルカバーのデザインを考案し、印刷用データ（イラストレーターデータ）を作成し、その費用は事業者が負担する。

著作権等が生じる素材を使用する場合は、その手続き等は事業者が行うほか、それに伴う著作権料をはじめとする事務経費等については、全て事業者の負担とする。

著作権、意匠権等無体財産権については十分に注意すること。なお、権利者等より申し入れ等があった場合には、事業者において対応を行うとともに、経費等が発生した場合には、事業者が負担すること。

- (3) ランドセルカバーの製作に係る本市負担額は、従来の図柄・仕様で製作する場合の金額（110万円（税込み））を上限とする。これを上回る金額は、事業者が負担するものとする。

なお、ランドセルカバーの製作に当たり、本市は市契約規則等に基づき、事業者と業務委託契約を行う予定である。

5 協定書（案）

別紙3『「交通安全ランドセルカバー」等官民協働啓発事業に関する協定書』のとおり（協定期間は協定締結の日から1年間）。

6 応募資格等

この企画提案に応募できるのは、次の各号に掲げる条件をすべて満たす NPO 法人、公益法人、民間企業、その他の法人又は法人以外の団体とする。なお、複数の法人・団体でグループを組んで応募することはできない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和 2・3・4 年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04 広報・宣伝」に登録されている者であること。
- (3) 公募開始の日から協定締結までのいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年

を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。

(6) 広島市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(7) 次に掲げる者でないこと。

ア 審査委員会の委員

イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

7 応募書類の提出

(1) 応募期間

令和4年11月1日（火）から令和4年11月21日（月）午後5時まで(必着)

(2) 応募書類

ア 応募用紙(様式1)

イ 企画提案書(様式2)

ウ 誓約書(様式3)

エ 市税等の滞納がない旨の納税証明書

(ア) 広島市税の納税証明書（写し）

「令和〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写しを添付すること。（証明年月日が応募書類提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(イ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書の写しを添付すること。（電子納税証明書（XML形式）は不可。e-Taxを利用して電子納税証明書（PDF形式）が交付された場合には、交付された電子納税証明書をA4サイズに印刷して提出してください。）。

（証明年月日が応募書類提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

オ その他の書類（任意） ※企画提案書記載要領に従って提出すること。

※ 提出された書類は返却しない。

※ 指定する様式は、広島市ホームページからダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、次により配布する。

○ 配布期間

応募期間と同じ

土曜日、日曜日、祝日の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで

○ 配布場所

問合せ先に同じ（広島市道路交通局道路管理課）

(3) 提出部数

企画提案書は 8 部、その他の書類は各 1 部

(4) 提出方法

応募書類を、次のいずれかの方法により、応募期間内に提出すること（提出先は、問合せ先と同じ）。

ア 持参

土曜日、日曜日、祝日の閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 郵送

特定記録郵便等とし、令和 4 年 11 月 21 日（月）午後 5 時までの必着とする。

(5) その他

ア 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式 4）を提出すること。また、企画提案書の提出から協定締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

イ 提出された企画提案書について、内容についての質問及び補正を命じることがある。

ウ 企画提案書の再提出は、応募期間内に限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。

エ 提出された企画提案書は返却しない。「取下願」の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。

8 質問及び回答

(1) 企画提案書の製作方法及び事業の内容について質問がある場合は、次により質問書（様式 5）を提出すること。

ア 提出先 問合せ先に同じ（広島市道路交通局道路管理課）

イ 提出方法 道路交通局道路管理課に電話連絡のうえ、ファクシミリ又は電子メールで提出

ウ 提出期限 令和 4 年 11 月 11 日（金）※必着

(2) (1)の質問に対する回答は、令和 4 年 11 月 17 日（木）までに、広島市ホームページに随時掲載する。

9 選定等

(1) 選定方法

審査委員会において、応募者から提出された企画提案書をもとに審査を行う。その際、納付金の提案金額が 50 万円未満の応募者は選定の対象外とする。

また、評価項目「1 事業者について」から「7 問合せ等の対応について」ま

での合計の評価点の満点(75点)に対して6割未満の応募者、評価項目「5 ランドセルカバーの製作について」の「図柄【B部分】」の評価点の満点(10点)に対して6割未満の応募者は、選定の対象外とする。

事業候補者の選定は、得点の高さに基づき優先順位を決定する。

なお、得点と同点となった場合は、事業者が本市へ拠出する納付金の額の多い順に事業候補者の優先順位を決定する。

また、いずれの方法によっても事業候補者の優先順位が決定しない場合は、くじ引きにより順位を決定する。

本市は、優先順位の最も高い事業候補者と協定締結の協議を行い、協定を締結する。ただし、決定後、当該事業者から「取次願」が提出された場合は、次に優先順位の高い事業候補者を事業者として協議を行い、協定を締結する。以降同様の方法により事業者決定及び協定締結を行う。

応募者が1者の場合においても審査委員会において審議を行い、事業候補者の可否を決定する。

「交通安全ランドセルカバー」等官民協働啓発事業プロポーザル審査委員会 委員名簿

委員長	道路交通局次長
副委員長	道路交通局 道路管理課長
委員	道路交通局 道路交通企画課長
委員	道路交通局 自転車都市づくり推進課長
委員	教育委員会健康教育課 学校安全対策担当課長
委員	教育委員会 指導第一課長

(2) 選定基準

別添『「交通安全ランドセルカバー」等官民協働啓発事業候補者評価要領』のとおり。

(3) 選定結果の通知等

事業候補者が決定した後に、結果を提案者へ書面通知するとともに、協定の締結後、応募者全員の商号又は名称、評価結果及び事業候補者について、広島市ホームページ等で公表する。

10 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について

- いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、事業候補者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
 - (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をする場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

1 1 その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募書類について虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合は、失格となること及びその他の措置を講ずることがある。
- (3) 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第5条第1項に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。
- (4) 手続において使用する言語は、日本語とする。
- (5) 企画提案書に記載した提案については、本市との協議が調った後に実施することとする。

1 2 応募先及び問合せ先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市道路交通局道路管理課(市役所本庁舎8階)

電話：082-504-2122 FAX：082-504-2379

Eメール：doukan@city.hiroshima.lg.jp